

# 埼玉県 Tele-ICU 体制運営支援事業

## 補助金交付要綱

医 人 第 7 5 9 号  
令 和 4 年 1 月 1 8 日

一部改正 医人第322号  
令 和 4 年 8 月 5 日

(趣旨)

第1条 県は、複数の集中治療室の医療情報を、ネットワーク通信を利用して連携し、核となる集中治療室において、集中治療専門の医師等が集約的に患者のモニタリングを行うことで、連携先の医師等に対し適切な助言を行うシステム（以下「Tele-ICU」という。）の運営を目的とする事業について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年埼玉県規則第15号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、「埼玉県Tele-ICU体制運営支援事業実施要綱」（令和4年1月18日保健医療部長決裁。以下、「実施要綱」という。）に基づき、実施する事業とする。

(補助額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 次の表に定める対象経費の実支出額と上限額を比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 対象経費	2 上限額
職員基本給	予算の範囲内で知事が認めた額
職員諸手当	
雑役務費	

（交付の条件）

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）を要する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- （5）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第19条第1項第2号の規定により、取得または効用の増加した日から5年を経過する日まで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- （6）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （7）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- （8）補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- （9）補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費

税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(10) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（申請手続）

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は、別途通知する日までに、知事に対して提出しなければならない。

（添付書類）

第6条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること）

(2) その他参考となる資料

（交付決定通知書の様式）

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（変更申請手続）

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第5条及び第6条に定める申請手続きに準じて行うものとする。

2 前項の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更申請書は、様式第3号のとおりとする。

(概算払の請求)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(暴力団排除措置)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金を交付しないことができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合((5)に該当する場合を除く。)に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。
- 2 知事は、交付の決定があつた後において、法人等が前項の各号の一のいずれかに該当することが判明した場合は、この要綱による補助金の交付の決定を取り消すことができる。
  - 3 前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第 15 条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の適用がある。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 5 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。